

第1章 総論

- 1 遺言執行者とは
 - (1) 遺言執行者とは
 - (2) 遺言執行者の法的地位
 - (3) 遺言執行者となることができる者
 - (4) 遺言執行者の人数
 - 2 遺言執行者の指定・選任
 - (1) 遺言執行者の選定方法
 - (2) 遺言による指定
 - (3) 家庭裁判所による選任
 - 3 遺言の執行を要する事項
 - (1) 法定遺言事項
 - (2) 遺言執行を要する遺言事項
 - 4 遺言執行者の権利義務
 - 5 相続人による妨害行為の禁止
 - (1) 相続人による妨害行為の禁止
 - (2) 遺言と異なる遺産分割協議・調停への対応
- 【参考書式1】遺言執行者選任審判申立書

第2章 遺言執行の準備と着手

第1 遺言執行の準備

<フローチャート～遺言執行の準備>

- 1 遺言書の取得と方式の確認
 - (1) 遺言書の取得
 - (2) 遺言の方式の確認
- 2 遺言書の検認と開封
 - (1) 遺言書の検認
 - (2) 遺言書の開封
- 3 遺言の確認
- 4 遺言執行者の就職
 - 【参考書式2】遺言書検認申立書
 - 【参考書式3】遺言の確認審判申立書
 - 【参考書式4】遺言執行者の就職辞退の通知
 - 【参考書式5】遺言執行者の就職諾否の催告書
 - 【参考書式6】遺言執行者の就任諾否の催告に対する回答書(就職辞退の場合)

第2 遺言執行に着手

<フローチャート～遺言執行の着手>

- 1 相続人その他利害関係人への通知
 - (1) 相続人への通知
 - (2) 利害関係人への通知
- 2 遺言書の検討
 - (1) 遺言の有効性の検討
 - (2) 遺言の撤回の有無の確認
 - (3) 遺言の解釈
 - (4) 遺留分を侵害する遺言
 - (5) 執行行為を要する遺言事項と執行行為を要しない遺言事項の確認
- 3 相続財産の調査と管理
 - (1) 相続財産の調査
 - (2) 相続財産の管理
- 4 相続財産目録の作成及び交付
 - 【参考書式7】遺言執行者任務開始のご通知
 - 【参考書式8】遺言執行者任務開始のご通知(受遺者に対するもの)
 - 【参考書式9】自筆証書遺言
 - 【参考書式10】相続財産目録

第3章 遺言の執行

第1 認知

<フローチャート～認知>

- 1 事実関係の確認
 - (1) 遺言認知とは
 - (2) 遺言認知の要件
 - 2 遺言認知の執行
 - (1) 関係当時者の承諾の取得
 - (2) 認知の届出
- 【参考書式11】認知の承諾書
- 第2 推定相続人の廃除、廃除の取消し
 - <フローチャート～推定相続人の廃除、廃除の取消し>
 - 1 事実関係の確認
 - (1) 推定相続人の廃除・廃除の取消しとは
 - (2) 遺言条項の内容の確認
 - 2 推定相続人の廃除、廃除の取消しの執行
 - (1) 推定相続人の廃除の手続
 - (2) 推定相続人の廃除の取消しの手続
- 【参考書式12】推定相続人の廃除審判申立書(遺言による場合)
【参考書式13】推定相続人の廃除の取消しの審判申立書(遺言による場合)

第3 遺贈の執行

<フローチャート～遺贈の執行>

- 1 事実関係の確認
 - (1) 遺贈とは
 - (2) 遺言条項の解釈
 - (3) 遺言の撤回の有無の確認
 - (4) 同時存在の原則
 - (5) 遺贈の承認・放棄
 - (6) 改正相続法の適用関係
 - 2 遺贈の執行
 - (1) 遺贈の執行(総論)
 - (2) 財産ごとの執行方法
 - (3) 清算型遺贈の執行
 - (4) 負担付遺贈の執行
- 【参考書式14】特定遺贈の承認又は放棄の催告書
【参考書式15】遺贈による預貯金債権の譲渡通知書
【参考書式16】借地権譲渡承諾のお願い
【参考書式17】土地賃貸借譲渡許可申立書
【参考書式18】負担付遺贈に係る遺言の取消審判申立書

第4 特定財産承継遺言の執行

<フローチャート～特定財産承継遺言の執行>

- 1 事実関係の確認
 - (1) 特定財産承継遺言(「相続させる」旨の遺言)とは
 - (2) 遺言条項の解釈
 - (3) 遺言の撤回の有無の確認
 - (4) 受益相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合
 - (5) 特定財産承継遺言の承認・放棄
 - (6) 改正相続法の適用関係
- 2 特定財産承継遺言の執行
 - (1) 特定財産承継遺言の執行(総論)
 - (2) 財産ごとの執行方法

第5 遺言による一般財団法人の設立

<フローチャート～遺言による一般財団法人の設立>

- 1 事実関係の確認
 - (1) 遺言による一般財団法人の設立とは
- 2 遺言による一般財団法人の設立の執行
 - (1) 定款の作成と認証
 - (2) 財産の拠出

(3) 財産拠出後の手続

- 【参考書式19】一般財団法人定款
- 【参考書式20】実質的支配者となるべき者の申告書(一般社団・一般財団用)

第6 遺言による信託

<フローチャート～遺言による信託>

- 1 事実関係の確認
 - (1) 遺言による信託とは
 - (2) 遺言条項の内容の確認
 - 2 遺言による信託の執行
 - (1) 受託者による信託の引受け
 - (2) 信託管理人・信託監督人・受益者代理人の就任の催告・選任
 - (3) 信託財産の移転
- 【参考書式21】信託の引受けの催告書

第7 生命保険・傷害疾病定額保険の保険金受取人の変更

<フローチャート～生命保険・傷害疾病定額保険の保険金受取人の変更>

- 1 事実関係の確認
 - (1) 遺言による生命保険・傷害疾病定額保険の保険金受取人の変更とは
 - (2) 遺言条項の内容の確認
 - (3) 遺言による保険金受取人の変更の手続
- 2 生命保険・傷害疾病定額保険の保険金受取人の変更
 - (1) 保険契約の確認
 - (2) 保険会社への通知
 - (3) 被保険者の同意の取得

第4章 遺言執行者の任務の終了

<フローチャート～遺言執行者の任務の終了>

- 1 事実関係の確認
 - (1) 遺言執行者の任務の終了事由
 - 2 任務終了後の事務
 - (1) 任務終了の通知
 - (2) 保管物の引渡し
 - (3) 執行の願未報告
 - (4) 任務終了後の応急処分義務
- 【参考書式22】遺言執行者辞任許可審判申立書
【参考書式23】遺言執行者解任審判申立書
【参考書式24】任務終了の通知書兼報告書

第5章 遺言執行費用の処理

<フローチャート～遺言執行費用の処理>

- 1 事実関係の確認
 - (1) 遺言の執行に関する費用
 - (2) 遺言執行者の報酬
 - 2 遺言執行費用の負担
 - 3 遺言執行費用の清算
- 【参考書式25】遺言執行者報酬付与審判申立書

参考資料

- 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律72号)による民法の一部改正の新旧対照表
- 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律72号)附則(抄)

内容の一部変更することがありますので、ご了承ください。

遺言執行実務マニュアル

著 中根 秀樹(弁護士)

遺言内容の円滑・確実な実現をサポート!

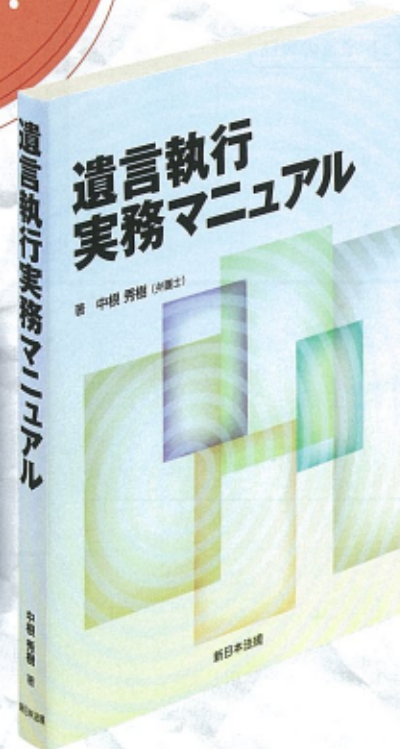
準備と着手

各項目では【フローチャート】で業務の進め方を示したうえで、そのポイントを【ケーススタディ】や【参考書式】を交えながら解説しています。

遺言執行者への就職から任務終了に至るまでの一連の業務を、実務の流れに沿ってわかりやすく解説しています。

費用の処理

相続法改正の内容と新旧法令の適用関係についても解説しており、改正前後のどちらの遺言にも対応可能です。



B5判・総頁292頁
定価4,180円(本体3,800円)送料460円

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!

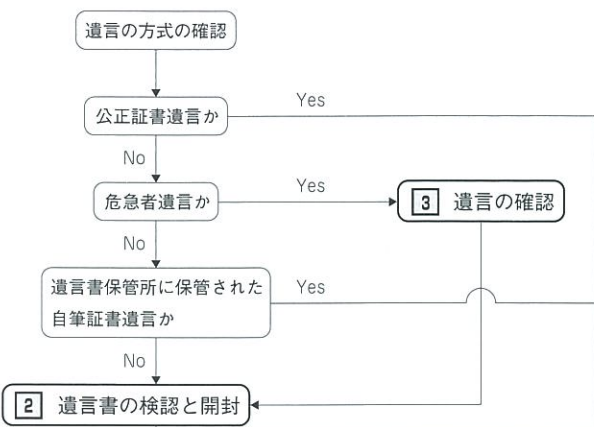
〈電子版〉
定価 3,850円(本体3,500円)



第1 遺言執行の準備

<フローチャート～遺言執行の準備>

1 遺言書の取得と方式の確認



1 事実関係の確認

- (1) 遺贈とは
遺贈の意義について確認します。
- (2) 遺言条項の解釈
遺言条項が遺贈を定めたものか、遺贈の内容は何かを解釈します。
- (3) 遺言の撤回の有無の確認
遺贈の遺言が撤回されていないかどうかを確認します。
- (4) 同時存在の原則
受遺者が遺言の効力発生時において生存しているかどうかを確認します。
- (5) 遺贈の承認・放棄
受遺者が遺贈を承認するか、放棄するかの意思を確認します。
- (6) 改正民法の適用関係
改正民法の適用関係を確認します。

(1) 遺贈とは

遺言により遺言者の財産の全部又は一部を無償で他に譲与することを遺贈といいます。

生前贈与も無償の財産譲渡ですが、生前贈与は契約であり、生前行為であるのに対し、遺贈は単独行為であり、死後処分である点で異なります。

すが、胎児が死産であったときは、その者に関する遺贈は効力を失います(民965・886)。

法人も受遺者となることができます。同時存在の原則から、遺言の効力発生時に存在しない法人には受遺能力はないと解されます。

相続欠格者は受遺者となるできません(民965・891)。ただし、遺言者が受遺欠格者であることを知りながら遺贈した場合、欠格の宥恕を認めたものとして遺贈を有効と解してよいとする見解もあります(中川善之助=加藤永一編『新版注釈民法(28)相続(3)遺言・遺留分—960条～1044条〔補訂版〕』74頁(有斐閣、2002))。

ウ 遺贈義務者

遺贈を実現すべき義務を負う者を遺贈義務者といいます(民987)。

遺贈義務者は、一次的には相続人ですが、遺言執行者がある場合には、遺言執行者のみが遺贈義務者となります(改正民1012②)。この規定は相続法の改正によって新たに追加されたもので、改正法施行日である令和元年7月1日以降に開始された相続についてはもとより、施行日前に開始された相続に関し、施行日以後に遺言執行者となる者にも適用されます(改正法附則8①)。もっとも、相続法改正以前においても、特定遺贈に関し、遺言執行者がある場合においては、遺言執行者のみが遺贈義務者となるのが判例(最判昭43・5・31民集22・5・1137)であり、上記改正は、この判例の趣旨を明確化することを目的としたものとされています。

◆遺贈の種類

ア 包括遺贈と特定遺贈

遺贈の目的を特定せず、遺産の全部又はその一定割合を与えるとするものを包括遺贈、遺贈の目的を特定の財産的利益とするものを特定遺贈といいます。一つの遺言において特定遺贈と包括遺贈を併存させて行うことも可能です。

ケーススタディ

Q 包括遺贈と特定遺贈はどのように区別されるのでしょうか。

A 遺贈が包括遺贈であるか特定遺贈であるかは、それが債務の継承を伴うものであるか否かによって区別されますが、その判断は容易ではありません。一つの遺

【参考書式14】 特定遺贈の承認又は放棄の催告書

令和〇年〇月〇日

故乙山春子殿受遺者
戊川 次郎 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇一丁目1番1号
〇〇法律事務所
故乙山春子殿遺言執行者
弁護士 甲野 一樹 ㊞
TEL: 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX: 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

遺贈の承認又は放棄の催告書

冠省 当職は、故乙山春子殿(昭和14年4月1日生、令和2年4月1日ご逝去、本籍：東京都〇〇区〇〇一丁目2番地3)の遺言執行者として、貴殿に対し、以下のとおりご通知申し上げます。

既に別途ご案内しておりますよう(東京法務局所属公証人丁木一夫作成後記物件の表示記載の各土地を遺贈つきましては、貴殿が上記遺贈のいて、本書面到達後14日以内に、当

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2020.12)51001221
この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

年 月 日
(作成した日付をご記入ください。)

故乙山春子殿遺言執行者
弁護士 甲野 一樹 宛

住 所
氏 名
(TEL: - -)

回 答 書

故乙山春子殿の平成30年5月1日付遺言公正証書(東京法務局所属公証人丁木一夫作成平成30年第〇〇〇号)による、以下の物件の表示記載の各不動産を目的とする遺贈の承認又は放棄の催告に対し、下記のとおり回答します。

【物件の表示】

1 土地	
所在	〇〇区〇〇一丁目
地番	2番34
地目	宅地
地積	123.45㎡
2 土地	
所在	〇〇区〇〇一丁目
地番	2番35
地目	宅地

第6 遺言による信託

<フローチャート～遺言による信託>

